

◎新潟県選挙管理委員会告示第76号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、小千谷市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和8年9月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
スポーツコミュニティプレイス	小千谷市大字蕨生丙299番地1	多目的ルーム	182.00	令和8年9月1日
		ミーティングルーム	67.25	
		レクチャールーム	120.37	

2 指定内容に異動があった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
小千谷市民学習センター	小千谷市上ノ山4丁目4番2号	ホール	156.80	令和8年9月1日
		第1学習室	54.60	
		第3学習室	89.10	
		（旧第4学習室）		
		第4学習室	89.10	
		（旧第5学習室）		
		第5学習室	89.10	
		（旧第6学習室）		
		第6学習室	89.10	
		（旧第7学習室）		

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
小千谷市東小千谷体育センター	小千谷市旭町13番8号	競技場	966.80	令和8年9月1日